		四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
愛知県のうち 豊田市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
愛知県のうち 犬山市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
愛知県のうち 犬山市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
愛知県のうち 東海市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		

愛知県のうち 東海市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
愛知県のうち 日進市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
愛知県のうち 日進市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
愛知県のうち 愛知郡のうち東郷町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
愛知県のうち 愛知郡のうち東郷町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		